

25. 懲戒に関する内規

本会会員が定款第12条第1項(1)号または(2)号に該当すると判断される場合、個々の事情に照らし、調査、検討を行ったうえ、本会として当該会員に対し、理事会の決定により懲戒処分を行うことができる。ただし、本会会員の除名処分に関しては、定款および定款施行細則に別途定めるところによる。

本会における懲戒処分を以下のように定める。

- (1) 厳重注意
本会として口頭および書面により注意を行う。改善の結果を書面で求める。
- (2) 譴責
厳重注意より重い処分と位置づける。始末書（当該会員が経緯説明のうえ反省し、二度と違反しない旨の誓約書）を徴収する。
- (3) 会員資格の停止
本会の会員資格を3年の期間内で停止する。ただし、会員資格停止の場合には、日本専門医機構の専門医資格の停止に相当すると判定したと本会から日本専門医機構に進言する。
- (4) 退会勧告
本会の会員資格を停止し、日本専門医機構の専門医資格の停止を日本専門医機構に進言し、本会の退会を勧告する。従わない場合は除名処分とすることができる。
- (5) 除名
定款第12条第1項(1)号または(2)号に該当する事項に対する処分。

(平成17年 2月19日 第4回理事会)

(平成20年12月13日 第3回理事会)

(平成24年 2月25日 第4回理事会)

(令和 5年12月 9日 第3回理事会)